

トンネルで爆発死亡事故が発生！安全管理体制の再点検を！

国官技第 54 号
平成24年5月25日

北海道開発局事業振興部長殿
各地方整備局企画部長殿
沖縄総合事務局開発建設部長殿

国土交通省 大臣官房技術調査課長
道路局国道・防災課長

工事施工における安全管理体制の徹底について

関係各位

企画部長

工事施工における安全管理体制の徹底について（通知）

標記について、別紙のとおり大臣官房技術調査課長及び道路局国道・防災課長より「工事施工における安全管理体制の徹底について」の通知がありましたので通知します。

なお、近畿地方整備局管内においては、上記通知に基づく工事施工における安全管理体制の徹底のため、今般のガス爆発をはじめ重大な労働災害及び公衆災害につながる作業について、工事施工における安全管理体制の再点検を実施願います。

5月24日10時半頃、新潟県南魚沼市の八箇峠トンネル工事において、可燃性ガスの爆発による死亡事故が発生しました。

国土交通省では、この事故を受け、各地方整備局等に対して再発防止のため、安全管理体制の徹底を求めるとともに、上記爆発事故以外においても死亡事故が連続している状況を鑑み、全ての工事現場において、安全管理体制の再点検を実施し、事故防止に万全を期すよう求めています。

近畿地整においては、上記通知を受け、左記の通知を發出しており、特に重大な労働災害及び公衆災害につながる作業については、監理技術者等による安全管理体制の再点検の実施をお願いします。

《参考》労働安全衛生規則（抜粋：ずい道等の工事における可燃性ガスの確認等に関する条項）

第381条 事業者は、（全ての）ずい道等の掘削の作業を行うときには、ガス爆発等による労働者の危険を防止するため、毎日、掘削箇所及びその周辺の地山について、可燃性ガスの有無及び状態を観察し、その結果を記録しておかなければならない。

第382条の2 事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、可燃性ガスが発生するおそれのあるときには、爆発又は火災を防止するため、可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前、当該可燃性ガスが発生し、又は滞留するおそれがある場所について、可燃性ガスの濃度を測定させ、その結果を記録させておかなければならない。

バックホウと作業員の接触事故が発生！

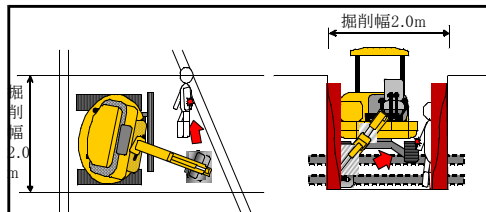


＜事故概要＞

夜間作業で、手元作業員の合図によりバックホウ0.1m3級による床掘作業中、手元作業員が埋設管を重機運転手に示す為バケットの横からスコップで合図を送っていたところ、運転手が操作を誤り、バケットが手元作業員に接触した。

＜被害の程度＞

作業員（51歳）
左橈尺骨骨折全治2ヶ月



（事故防止対策案）

- ・重機の作業範囲内に作業員を立ち入らせない
- ・誘導員を配置し、その指示のもと作業を行う

《参考》労働安全衛生規則（抜粋）

第158条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。

「架空線事故防止」の取り組みを徹底しましょう

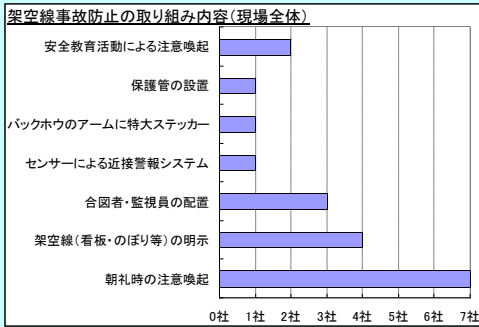


近畿地区建設工事安全対策推進協議会では、平成23年度に協議会として『架空線事故防止』を共通テーマとして、事故防止の取り組みを展開しました。

しかし、平成23年度の直轄工事において架空線事故の件数は7件から12件に増加したことから、引き続き今年度も『架空線事故防止』を共通テーマとして、事故防止の取り組みを継続することになりました。

〔H23年度直轄工事で架空線事故を発生させた受注者へのアンケート結果(抜粋) 回答:7社〕

H23年度は、協議会における具体的な架空線事故の防止対策として「架空線の明示(看板・のぼり旗等)」の実施を提案しましたが、回答のあった全7社のうち3社は架空線の明示を怠った箇所で事故が発生しており、接触の恐れのある全ての箇所について架空線の明示の徹底が必要です。



また、朝礼時の注意喚起は全社で実施されていましたが、それ以外の対策には不十分さが見受けられます。

現地状況を踏まえ、いくつかの対策を組み合わせるなど、更なる事故防止を進める必要があります。

近畿地区建設工事安全対策推進協議会 構成機関

- (社)日本建設業連合会関西支部、(一社)日本道路建設業協会関西支部
- (一社)日本橋梁建設協会関西支部、(社)アリストレスト・コンクリート建設業協会関西支部
- (社)近畿建設業団体協議会(代表:(一社)大阪建設業協会)
- (一社)建設コンサルタンツ協会近畿支部、近畿地方整備局

～架空線事故防止対策の事例～



保護管と三角旗による明示



三角旗とのぼり旗による明示

作業箇所周辺での明示施設・・・

看板やのぼり旗等、はなるべく架空線の直下又は近くで、作業員の目につきやすい位置に配置しましょう。

上空又は架空線に直接に取り付ける保護管や三角旗は高い視認性が期待できるため、管理者との協議において極力設置するように調整しましょう。

なお、写真右のように、重機にステッカー等を添付する方法もあります。



三角旗による出入口部のゲート

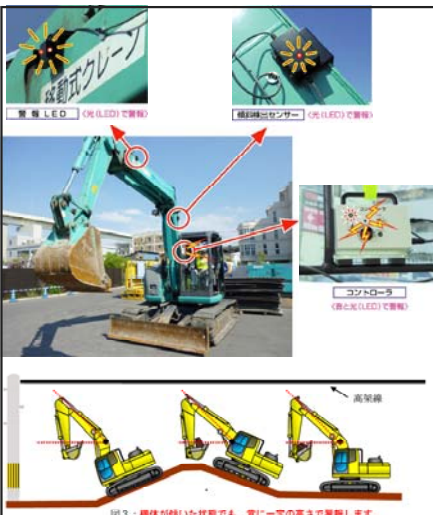
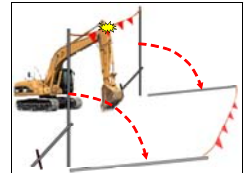


三角旗による通行路上の防護ゲート

通行路等での明示施設・・・

現道との出入口にゲート(ワイヤー、三角旗等)を設けることで、ブームや荷台の下げ忘れによる、現道上の架空線、標識や信号等との接触事故を防止できます。

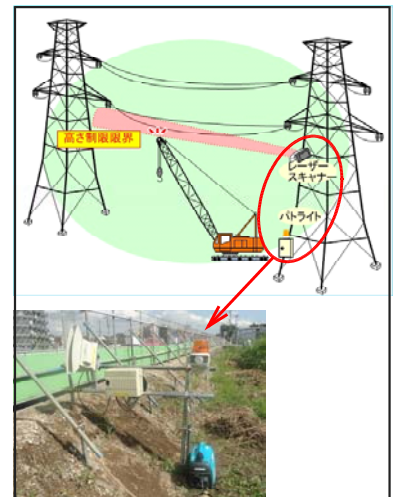
また、重機の通路等については、防護用のゲート類の設置を検討してください。特に可倒式の防護ゲートは、運転手が確実に架空線との離隔を把握することができます。



・傾斜検出センサーにより、バックホウのブームが設定した角度以上になると、運転席及び周囲に対して光と音で警告を発するシステム



・ブームの先端に取り付けたセンサーが設定された距離以上に障害物が近づくと、運転席及び周囲に対して光と音で警告を発する近接警報システム



・レーザーが検知エリアに障害物の侵入を感知した際、光と音で警告を発する近接警報システム